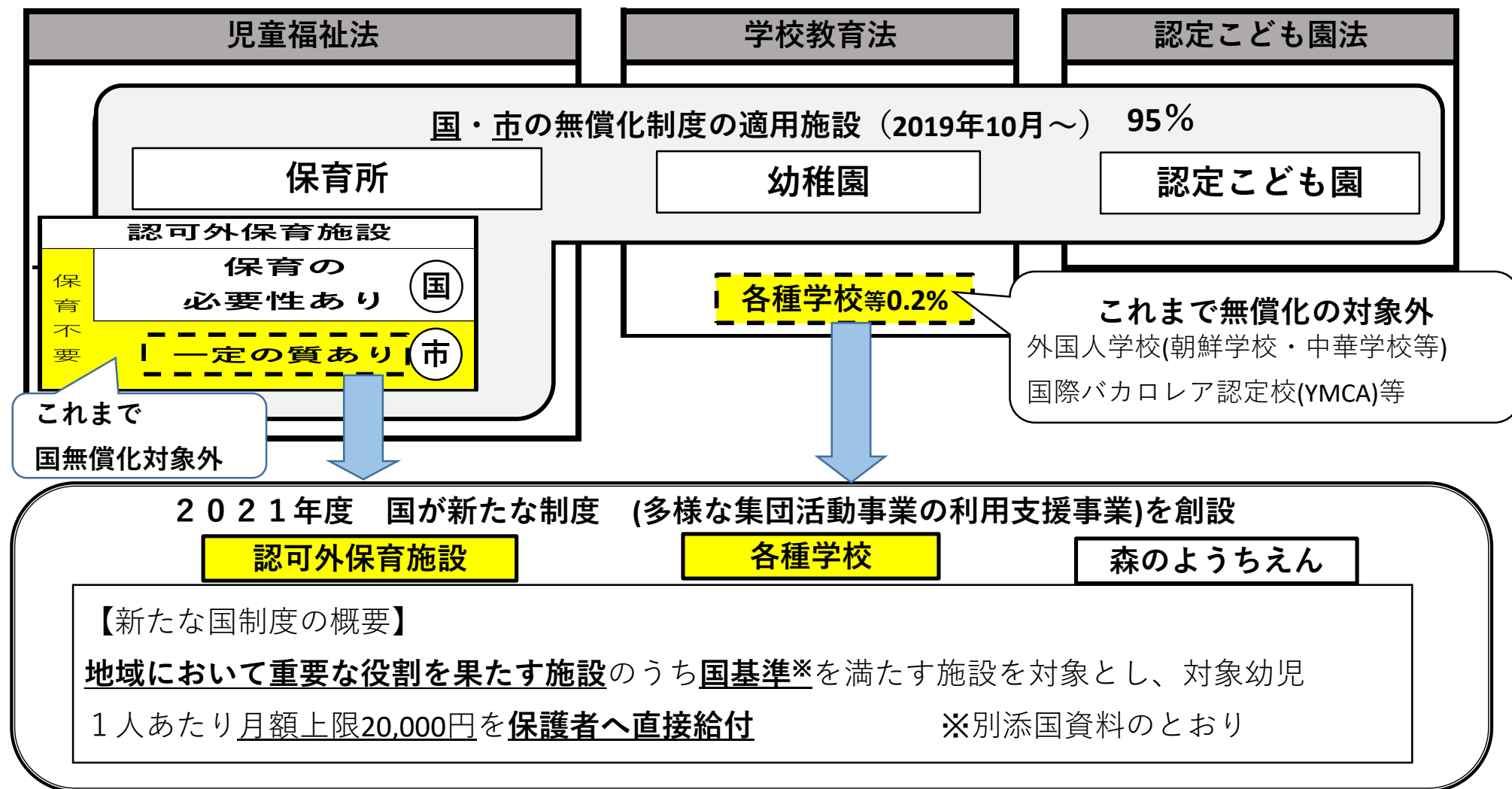


幼児教育・保育無償化における国制度の拡充について

～ 国制度（3～5歳児）の概要 ～



大阪市における「多様な集団活動事業の利用支援事業」実施案

1 対象施設

《認可外保育施設》	《各種学校》	《森のようちえん》
既存の本市独自の無償化事業において「 <u>一定の教育の質</u> 」を本市が認めた施設(現在: 15施設))のうち、国の示す基準を満たす施設	都道府県が認可する「各種学校」(市内では9施設)のうち <u>国の示す基準</u> を満たす施設	野外保育や自然体験活動を行う、園舎・施設がない事業形態。 <u>(大阪市内にはない)所在市町村が基準適合審査を行い認めた施設</u>

2 実施方法およびスケジュール

認可外保育施設	既存の市の認可外保育施設教育費給付費の支給の枠組み(利用料の1/2※、月額25,700円を上限)を維持し、引き続き、こども・子育て支援会議 認可外保育施設教育費補助審査部会において選定後、本市において決定。※利用料の1/2の額が20,000を下回る場合は、教育費相当額を20,000円として支給
各種学校等	都道府県が認可した各種学校および事業所所在市町村が基準適合施設と認めた施設を対象施設とし、書面で本市において基準適合審査を行い決定。支給上限額は、月額20,000円
令和3年10月下旬 こども・子育て支援会議 審議 令和3年11月～令和4年3月 実施要綱施行→対象施設・保護者に周知→施設からの申請→決定通知→保護者からの認定申請 令和4年5月 保護者へ令和3年4月1日に遡って支給。	

地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援（案）【国資料】

多様な事業者の参入促進・能力活用事業（子ども・子育て支援法に規定された地域子ども・子育て支援事業（いわゆる13事業）の1つ）にメニューを追加し、

- ・地方自治体（市町村・特別区）の手上げ
- ・国で一定の基準を設けるものの地方自治体の裁量を認めることが可能な仕組み で実施。

1. 支援対象経費

幼児教育・保育の無償化の給付を受けていない、本事業の要件を満たす施設等を利用する満3歳以上の幼児の保護者が支払う利用料：どの施設等でも共通的に徴収している、いわゆる保育料。

2. 基準額

対象幼児1人当たり月額 20,000円

ただし、利用する施設等の過去3カ年の平均月額利用料が20,000円を下回る対象施設等を利用する幼児は、当該平均月額利用料

3. 給付方法

市町村等から保護者に直接給付する。

4. 対象施設等の基準

【必須】以外は地方の裁量で内容や確認方法等の変更可。その際は、合議制の機関で審議。

職員	○職員【必須】 有資格者3分の1以上（幼稚園教諭、保育士、看護師） ○配置基準（幼児：活動従事者）【必須】 3歳児 20：1 / 4歳以上児 30：1 また、2人を下回ってはならない
設備	○面積基準：集団活動室 1.65㎡以上／人 ○設備基準：調理室、便所、手洗用設備、必要な遊具等の備え付け
対象施設等	○開所時間【必須】 概ね、1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上 ○保育の必要性のある子どもの割合【必須】 幼児教育・保育の無償化の対象となる満3歳以上の子どもの数が、当該施設等を利用する満3歳以上の子どもの概ね半数を超えないこと
非常時の対応	【必須】 ・消火用具、非常口の設置 ・非常災害に対する計画策定、訓練の実施 ・集団活動室を2階に置く場合は準耐火、3階以上に置く場合は耐火建築物（建物がない場合には、活動の実態に応じて必要と考えられる措置）
幼児の処遇等	○活動内容 ・幼児一人一人の心身の発育や発達状況に基づいた適切な活動の計画を策定・実施 ・各施設等の活動方針に基づいた計画の策定 ○給食：出す場合、年齢等に配慮した食事内容等 ○健康管理・安全確保【必須】 ○職員・子どもの帳簿の整備 ○適切な会計処理が確認可能

5. 国と地方の負担割合

国、都道府県、市区町村 1/3ずつ